



新型コロナウイルス感染症対策のための呉市立小学校、中学校、高等学校における一斉臨時休業の延長について

本日、臨時教育委員会会議を開催し、次のとおり議決しました。

現在実施中の一斉臨時休業（令和2年4月17日から5月6日まで）を、次のとおり延長する。

1 一斉臨時休業の延長期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

2 一斉臨時休業を延長する主な理由

令和2年4月16日（木）に、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、現時点においてこうした事態が継続しているため。また、感染リスクの回避を図るため。

3 一斉臨時休業中の留意事項

(1) 児童生徒の家庭生活について

ア 家庭での検温や手洗い等を行い、健康に留意するとともに、不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう、指導する。

イ 家族の一員として、家の仕事を積極的に手伝うよう、指導する。

ウ 児童生徒の気になる状況がある場合、必要に応じて、家庭訪問等を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用が必要な場合は、学校安全課に連絡する。

エ 虐待が心配される家庭については、関係機関との連携を密に行う。

(2) 児童生徒への学習指導等について

ア 学習機会の保障に向け、学校の実態に応じて、適切な学習課題を提供する。

イ 感染者とその御家族のプライバシーを守るため、SNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、児童生徒等への指導を徹底する。

ウ 部活動については、引き続き実施しない。

(3) 登校日について

当面、課題の受け渡し等の短時間での対応を除いては、登校日を設定しないこととする。ただし、登校日を設定できるよう、準備をしておく。

今後、国の緊急事態宣言や県内における感染の状況等を踏まえて、登校日の設定が可能と判断されれば、別途、学校に周知する。

4 その他

(1) 給食

臨時休業期間中は、中止する。

(2) 一人で過ごすことができない児童生徒への対応

ア 特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、障害に対応した預かり先が見つからない場合、同じ場所に多くの児童生徒が長時間集まることのないよう、必要な対策を行った上、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行う。

イ やむを得ない理由により、日中の間、居場所を確保できない等の場合は、個々の状況をよく把握した上で、この状況の児童生徒の登校を受け入れるものとする。ただし、この場合、今回の臨時休業の趣旨を保護者等に十分説明し、その目的を達せられるように理解を求めるものとする。

(3) 放課後児童会に在籍する児童への対応

放課後児童会の開設時間については、子育て支援課と調整中。

(4) スクールバス

スクールバスは、通常通りの運行を基本とし、必要に応じて柔軟に対応する。

(5) 目的外使用

臨時休業期間中は、中止する。

上記の必要な情報については、呉市教育委員会ホームページ、学校だより、各学校のホームページ、メール配信等で、保護者に周知する。